

# 「原料原産地表示制度」、 「米トレーサビリティ制度」の紹介

## 加工食品の 原料原産地表示制度

原料原産地表示制度とは、加工食品に使用された原材料の原産地を商品に表示する制度のことです。

## 米トレーサビリティ制度

問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存することと、産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けるものです。



**期間** 令和6年7月1日(月)～7月12日(金)10時～17時 (1日は12時から、12日は13時まで、土日休館)

## 場所

農林水産省 北別館 1階「消費者の部屋」  
東京メトロ 霞ヶ関駅 下車。A5、B3a出口すぐ

## お問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課  
原料原産地表示について 03-6744-2099  
米トレーサビリティについて 03-6738-6555  
農林水産省「消費者の部屋」03-3591-6529

